

令和5年度のワーキンググループの協議事項について

1 ワーキンググループの目的

- 医療法第 30 条の 4 により、県は地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとなっており、同条第 2 項第 5 号ニで「周産期医療」について必要な事業を定めることになっている。
- このため、本県では、「第 7 次神奈川県保健医療計画」を策定しているが、現行の計画期間が令和 5 年度末までとなっているため、計画改定を行う必要がある。
- 計画改定に際しては、現行計画の内容について時点修正を行うことや、国から示された医療計画作成指針等に追加された内容について検討し、必要な改定を行う必要があることから、当ワーキンググループにおいて改定に向けた検討を行う。
- 改定計画の完成期限：令和 6 年 3 月 31 日（現行計画の計画期間）

2 第 8 次保健医療計画策定のスケジュール



3 現行の保健医療計画（周産期医療）の項目の振り返り

- (1) 周産期救急医療システムの充実
- (2) 近隣都県との連携体制の構築
- (3) 救急隊により直接搬送される患者の円滑な受入体制の構築
- (4) NICU 等周産期施設等の整備・充実
- (5) 新生児病床を退院した児の療養・療育環境の整備
- (6) 周産期関係医師の確保に向けた取組みの推進
- (7) 1 施設あたりの分娩取扱数の増加に向けた方策
- (8) 周産期医療における災害対策

4 国の作成指針改定により現行計画に追加の検討を行う必要がある事項

- ・ 周産期医療圏の設定
- ・ 周産期医療に関する協議会
- ・ ハイリスク妊産婦への対応
- ・ 在宅ケアへの移行支援
- ・ 産科区域の特定
- ・ 医師の勤務環境の改善【医療計画内で別に項立てを行い検討】
- ・ 新興感染症の発生・まん延時の周産期医療体制【新規項目】

5 国の指針について（令和5年3月31日）

- (1) 医療機関とその連携（目指すべき方向）

- ① 正常分娩等に対し安全な医療を提供 するための、周産期医療関連施設間の連携が可能な体制《現行計画3(1)》
- ② 周産期の救急対応が24時間可能な体制《現行計画3(1)、(2)、(3)》
- ③ ハイリスク妊産婦に対する医療の提供が可能な体制《現行計画3(1)、(4)》
- ④ 新生児医療の提供が可能な体制《現行計画3(1)、(4)》
- ⑤ 母子に配慮した周産期医療の提供が可能な体制
- ⑥ NICU に入室している新生児の療養・療育支援 及び在宅ケアへの円滑な移行が可能な体制《現行計画3(5)》
- ⑦ 医師の勤務環境の改善が可能な体制《新規項目》

(2) 各医療機能と連携

- ① 正常分娩等を扱う機能（日常生活・保健指導及び新生児の医療の相談を含む。）【正常分娩】《これまでなかった項目》
- ② 分娩を取り扱わないが、妊婦健診や産前・産褥管理・産後ケアを実施する機能《これまでなかった項目》
- ③ 周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる機能【地域周産期母子医療センター】《現行計画3(1)》
- ④ 母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる機能【総合周産期母子医療センター】《現行計画3(1)》
- ⑤ 周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場（施設を含む。）で療養・療育できるよう支援する機能【療養・療育支援】《現行計画3(5)》

6 骨子案について

(案の1) 第7次計画の8項目に新規項目（感染症対策）を追加する

(案の2) 国の指針の順番に合わせる

(参考：大阪府)

(1)周産期医療体制の整備、(2)産前産後の支援体制整備